

第 2 回検討会における主な論点

1. 防災計画に位置付けるべき事項等について

- 災害対策基本法の基本理念を踏まえ、防災基本計画では、
 - ・ 「想定外」の事態を想定すること
 - ・ 発災後 72 時間は人命救助に最大限重点を置くこと
 - ・ 大規模災害になるほど、公助には限界があり、自助・共助との組み合わせが必要であること
 - ・ 被災者自身による主体的な生活再建を阻害しないことといった思想を示し、地域防災計画・防災業務計画のマスタープランとしての役割を果たすことが必要。
- 国全体の災害リスク（発生確率、災害の規模）を踏まえ、優先すべき施策が何かを示すことが必要。
- 災害予防部分については、狭義の予防（防災に係る組織の整備、教育・訓練、物資等の備蓄、設備の整備等）のみならず、治山・治水等の国土保全といった広義の予防についても、対策を示すことが必要。
- 自治体間の連携した地域防災計画づくりがなかなか進んでいない。地方防災会議の協議会制度がより活用されることが必要。
- 災害対応時の記録を事後的に復元することは困難。災害記録の重要性を示すべきではないか。
- 「復興」部分について、事前に作成する防災計画にどの程度まで記載すべきか、検討が必要。復興は防災のみならず生活や産業といった地域づくりのあり方を示すものであるが、事前に復興に備えどのようなことを検討しておくべきか。

2. 防災計画の構成等について（地域防災計画の事例より）

- 東京都の場合、
 - ・ 各施策を 3 つの視点（①自助・共助・公助（第一に自助を掲げて重要性を強調）、②都民の命と首都機能を守る、③被災者の生活を支え早期に再生）にぶら下げて、施策ごとに到達状況、課題、目標、やるべきことを整理
 - ・ 従来は、災害予防計画と災害応急・復旧計画に分けていたが、予防的な部分と応急・復旧部分の記述が重なり輻輳していたため、施策ごとに予防→応急→復旧の一連の流れで整理。計画を利用する担当者の利便性を向上。
- 奈良県橿原市の場合、市民向けに 80 ページ程度まで地域防災計画本体をスリム化し、一覧性を重視。別途、マニュアル編や書式・様式集をまとめることで使い勝手を向上。
- 一方で、担当部署や取組内容を具体的に記載していくと、分量が多くなる。この場合、市民向け等分かりやすさの点からは概要版の作成などで見やすさを補っている。

3. 防災計画の特色について（事例発表より）

- 東京都では、減災目標について、従来は死者数など人的・物的被害のみだったものから、都民生活や都市の活動の早期復旧・復興を含む幅広い目標を設定。
- 東京都地域防災計画で地域特性を意識した部分は、木造住宅密集地域の不燃化、津波対策（ゼロメートル地帯）、帰宅困難者対策等。
- 新潟県長岡市では、豪雨災害や中越大地震といった災害経験を踏まえた防災対策の見直しを行うため、防災・減災各分野の専門家による「長岡市防災体制検討委員会」を設置。同委員会の提言のほか、市民・企業・議会議員・職員・NPO等様々な主体の意見をもとに作成した「長岡市防災体制の強化の指針」をもとに、平成18年度に地域防災計画を大きく見直し。

4. その他

- 自助・共助の促進方策としては、先進的取組を行う市民組織を認定することで普及啓発を図ること等がある。
- 大量の仮設住宅の確保には、公的住宅の空き家や借り上げ住宅もしっかり活用することが必要。